

資料2－参考資料

日 薬 業 発 第 345 号
令 和 6 年 1 月 10 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、 リスト化及び周知等について【重要】（その1）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ」（令和4年7月）では、地域において求められる薬剤師サービスとして夜間・休日対応や在宅対応等が重要な要素として挙げられるとともに、その検討にあたっては「地域の薬剤師会が中心的な役割を担うとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力し、議論を行う必要がある」とされました（令和4年7月11日付け日薬業発第112号）。また、本年4月より実施予定の第8次医療計画においても、今後の在宅医療ニーズを踏まえ、麻薬・無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応等の体制構築が求められています（令和5年4月4日付け日薬業発第9号）。

これらの社会的要請を踏まえ、本会では、当該事項に係る体制構築と共に、特にへき地・離島などを含む医療資源の乏しい地域を念頭に、貴都道府県内における医療提供体制・医薬品提供体制の現状把握並びにそれを踏まえた薬剤師・薬局が適切に関与した形態・手段での医薬品提供体制の構築と、それら情報の一元的な「見える化」の実現をご依頼してきたところです。

また、厚生労働省医薬局総務課は令和5年度補正予算にて、在宅患者への適切な薬物治療の提供に向けた対応策の検討及び体制整備に係る事業を実施予定としており、この中では、地域薬剤師会を念頭に、夜間・休日対応の体制構築に係るモデル地域が募集される見込みです（詳細は具体的内容がわかり次第、別途通知予定）。

これら夜間・休日における医薬品提供体制の構築は、地域の実情に応じて自治体と共に取り組みを進めて行くことだけでなく、地域住民への「見える化」が重要です。そのために、まずは現下の状況に対応すべきこととして、現状の夜間・休日の医薬品提供体制を地域薬剤師会・都道府県薬剤師会がとりまとめ、リスト化し、HP等にてそれを地域住民に広く周知することが必要であると考
えます。

今般、下記のとおりその考え方をまとめました。貴会におかれましてはその趣旨をご斟酌の上、これら対応につき早急にご準備方対応いただきたいと存じますので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地域における夜間・休日等の対応薬局情報の収集

- 地域における夜間・休日の対応を行っている薬局（開局時間、時間外の連絡先電話番号、輪番等の実施と担当等）の情報をとりまとめる仕組みを構築いただきたい。
- その際は、地域全体で患者を支える観点から、非会員の情報を含め収集可能な仕組み（非会員からの協力の申し出等に対しても広く受け付けることができる仕組み）の構築を検討いただきたい。

2. 情報の公開（リスト化と周知）

- 地域住民・都道府県民が必要な情報に容易にアクセスできるよう、地域薬剤師会もしくは都道府県薬剤師会のWebサイトにおいて、収集情報を公表する仕組み（リスト化と周知の方法）を構築いただきたい（地域薬剤師会が公表する場合、都道府県薬剤師会のWebサイトからもリンクをする等、アクセスの向上を図ること）。また、前述のとおり、非会員についても、協力の申し出等に基づきリスト掲載できるような仕組みを検討いただきたい。
- 情報の公表手段は、モバイル端末での閲覧や地図との連携など、利用者の利便性を考慮した形とすることが将来的には求められるが、当面の間は、「どこの薬局がその日の夜間・休日等の対応をしてくれるのか（どこに連絡すれば対応してもらえるのか）」という患者目線を第一に、連絡のための必要事項をエクセルファイル等で提示する方法も考えられる。
- 「リストに掲載されている電話番号に連絡したがつながらなかった」という状況は、リストの信頼性を毀損し、ひいては薬剤師・薬局全体の信頼を損なうことに繋がる。情報公表後は適宜情報内容の更新を行うとともに、必要に応じて利用者からの苦情を収集して対応するなど、リストを常に最新かつ精確な状態にしておく仕組みの構築をお願いしたい。
- 夜間・休日等の対応を行っている薬局（リスト）に関しては、各地域の行政はもとより関係職種・団体等へも十分な周知を行うとともに、情報提供のあり方について密に協議・連携いただきたい。（地域の実情に応じて、市区町村（あるいは都道府県）ホームページに当該リストへのリンクを設置してもらい、地域行政・関係団体等と協力して医療

提供体制と一体的に情報提供を行うサイトを構築する等の連携方策が考えられる。)

なお、地域薬剤師会による対応が難しい場合には、都道府県薬剤師会で支援もしくは情報収集・公表を行うことを検討いただく等、対応できない地域が生じないようにご配慮いただきたい。

以上